

職域サポートカーライフプラン型

令和6年4月現在

商品名 (愛 称)	職域サポートカーライフプラン型
ご利用 いただける方	○職域サポート契約先の代表者、役員、従業員の方 ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○年齢が満20歳以上で安定した収入のある方 ○勤続2年以上（保証会社の保証が得られる場合は2年未満でも可） ○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ○（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	新車購入、中古車購入、金融機関・ディーラー・信販会社での自動車ローンの借換え、運転免許証取得費用、車検・修理費用、カーオーディオタイヤ等車輛関連購入費用です ※WEB完結は、自動車、オートバイ、自転車の購入資金かつ支払先が1先の場合に限ります ※ご融資金は、お客様の口座を経由して資金使途証明書に記載の販売店口座へお振込いただきます ※営業用車輛、個人から購入する車輛は対象外となります ※資金のお振込先については当金庫が販売先と認めた先といたします
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヵ月以上15年以内
ご融資利率	当金庫所定利率による （変動金利型） ※お取引に応じた優遇金利もございますので窓口でお問い合わせ下さい ※変動金利について ・お借入後の利率は、基準利率（消費者ローン基準レートに連動して決定される当金庫所定の利率）の変更日を基準日とし、前回基準日（借入日が前回基準日以降のときは借入日）における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします
ご返済方法	元金均等毎月返済または元利均等毎月返済（利息後払い） ※ご融資金額の50%以内で年2回（6ヵ月間隔）のボーナスの併用返済も可能です ※WEB完結は、元利均等毎月返済のみの取扱いとなります。また、元金返済据置はできません

担保	不要
保証	(一社) しんきん保証基金 ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、(一社) しんきん保証基金がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は(一社) しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます
保証人	不要
手数料 (消費税込)	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます(WEB完結は除く) ○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には所定の手数料をいただきます
お取扱期間	随 時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります(WEB完結は除く) ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

職域サポート教育プラン型

令和6年4月現在

商品名 (愛 称)	職域サポート教育プラン型
ご利用 いただける方	○職域サポート契約先の代表者、役員、従業員の方 ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○年齢が満20歳以上で安定継続した収入がある方 ○勤続2年以上(保証会社の保証が得られる場合は2年未満でも可) ○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ○(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	申込者または申込者の子弟、孫、被扶養親族が学校(教育施設)に入学または在学するために必要な次の資金 ○幼稚園から大学、大学院(法科大学院含む)、専修学校、各種学校(予備校・専門学校含む)などの学校納付金(入学金・授業料・設備費など) ○教材費、下宿費用、引越費用、受験費用、交通費等の付帯費用(100万円以内) ○留学費用 ○教育ローンの借換え ※学校納付金については、当金庫にてお振込ができるものに限り ※支払済費用もしくは付帯費用については領収書・通帳等にて確認が必要となります
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご利用期間	3ヵ月以上15年以内 ※卒業予定月まで元金据置が利用できます
ご融資利率	当金庫所定利率による (変動金利型) ※変動金利について ・お借入後の利率は、基準利率(消費者ローン基準レートに連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします ・お借入後の利率を変更するとき、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします
ご返済方法	元金均等毎月返済または元利均等毎月返済(利息後払い) なお、ご融資金額の50%以内で年2回(6ヵ月間隔)のボーナスの併用返済も可能です

担保	不要
保証	(一社)しんきん保証基金 ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、(一社)しんきん保証基金がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位返済いたします。代位返済後は(一社)しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます
保証人	不要
手数料 (消費税込)	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には所定の手数料をいただきます
お取扱期間	随 時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

職域サポート無担保住宅ローン型

令和6年4月現在

商品名 (愛 称)	職域サポート無担保住宅ローン型
ご利用 いただける方	○職域サポート契約先の代表者、役員、従業員の方 ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○年齢が満20歳以上の方 ○勤続2年以上(保証会社の保証が得られる場合は2年未満でも可) ○安定継続した収入がある方 ○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ○(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	申込人本人が居住している(居住予定を含む)自宅にかかる次の資金 ①不動産の購入資金、新築資金、建替え資金、リフォーム資金(増改築・修繕)およびそれに伴う諸費用 ※上記①に付随して必要となるインテリア等購入資金でもご利用できますが、上記①と合わせた申込で100万円以内とします ※土地のみの購入資金の場合は、隣地購入、底地購入を対象とします ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金の補填を目的としたご利用はできません ②申込人が上記①を用途として借り入れた無担保ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 ③申込人が上記①を用途として借り入れた住宅ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 申込人本人が居住しない場合(その家族が居住)であっても、申込人が所有(共有を含む)している自宅であれば取扱可能
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご利用期間	3ヵ月以上15年以内
ご融資利率	当金庫所定利率による (変動金利型) ※変動金利について ・お借入後の利率は、基準利率(消費者ローン基準レートに連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします

ご返済方法	元金均等毎月返済または元利均等毎月返済（利息後払い） なお、ご融資金額の50%以内で年2回（6ヵ月間隔）のボーナスの併用返済も可能です
担保	不要
保証	（一社）しんきん保証基金 ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、（一社）しんきん保証基金がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は（一社）しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます
保証人	不要
手数料 （消費税込）	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には所定の手数料をいただきます
お取扱期間	随 時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください